

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
27年-28 (27.10.8)	議 会	<p><b>地方自治法第99条の改正を求める意見書の提出について</b></p> <p><b>▶陳情の理由</b></p> <p>地方議会から国への「意見書」の提出については、地方自治法（以下「法」という。）第99条が規定し、公益に関する事項などについて、地方議会は国（衆参両院・大臣・首相等）に書面にて意見を表明することができる。これは、住民からの請願や陳情、議員発議などにより拾い上げた住民の意見や要望を、国政に届けるため重要な手段である。議会の総意として、議会名ないし議長名で発出される文書である以上、その重要性については、言及すべくもない。</p> <p>しかしながら、この意見書については、たとえば国会の衆参両院に対するものにあっては、所管の委員会に参考配布はされるものの、それについて審議・審査をなすべきことまで法定されておらず、意見書について一切話し合われる事無く、「受け取ったら受け取ったまま」とされる事もありえ、事実上、この「意見書」のシステムが形骸化しているといわざるをえない。意見書について、どのように処理をなしたかの回答義務も法定されていないため、地方議会側からすれば、「せっかく出したのに、なんのために意見書を出したのか」となってしまう。</p> <p>については、地方議会からの意見書について、それをきちんと審議ないし審査し、その結果を地方議会側に、誠実に文書回答をなすべきことについて、法第99条に明記がなされるべく、貴議会において、意見書の提出を賜りたい。</p> <p><b>▶陳情事項</b></p> <p>法第99条（地方議会から国への意見書の提出に係る規定）について、条文の付加・改正をすることを求める意見書の提出をお願いするもの。</p>	足羽佑太 (倉吉市)